

司法史から見た民国史

(東京大学大学院) 吉見 崇

I. はじめに

現代中国の政治体制改革で、最も困難であるのは司法の独立であるといわれている。現代中国におけるいわゆる司法の腐敗は、中国共産党（以下、中共）によって司法が牛耳られているためだとされるが、そのはじめは反右派闘争において司法の独立が「反党」とされ、それ以来全面的に否定されたことだという⁽¹⁾。たしかに、反右派闘争によって中国における「司法党化」は徹底的に強化されたわけだが、「司法党化」自体は決して人民共和国成立後の中国において突然うまれたものではなく、中華民国期（1912～1949、以下、民国期）よりすでに存在していた主張である。つまり、現代中国の司法の腐敗、そしてこれから中国で起るであろう司法改革の動きを理解するためには、民国期の司法からの歴史的なアプローチが不可欠である。

本稿は、張憲文ほか『中華民国史』（南京大学出版社、2006年）全4冊の合評読書会での報告を基としているが、論を進めるにあたり、ひとつお断りしなくてはならない。筆者は同会で「法制的視点から」というタイトルで報告を行った。しかし、本稿の題名は「司法史から見た民国史」に変更させていただいた。その理由を述べることで、筆者の問題関心の補強としたい。

筆者は「司法史」という枠組みを使って、いわゆる法制史から抜け落ちてしまう部分、具体的に言えば政治や外交、経済、そして社会における司法に関する実態について考察し、民国期の司法に対する理解を深めたい。これが本稿の題名を「司法史から見た民国史」とした所以である。では、そ

の「司法史」とはどのようなものを指すのか。さしあたり以下5点に分類してみた。1点目は、立法、法制、制憲の動きである。民国期の政府、党、議会がどのように法や憲法を制定していったか、その審議過程が考察の対象となる⁽²⁾。2点目は、政府、党、議会が制定した法や憲法をどのように執行したのか（運用したのか）ということである。さらに3点目は、裁判の実態はどのような様子だったのかということであり、4点目はいわゆる司法行政の問題である。そして5点目は司法と外交との関係である。しかし、これはあくまでも暫定的な分類であることを付言しておく。

それでは以下において、この5点に基づいて『中華民国史』を書評しながら、最後に筆者なりに今後の民国期の「司法史」研究について展望を試みたい。なお、筆者が特に関心をもっている時期が国民政府期のため、本稿はその時期に比重をおくこととする。この点については、ご寛恕をお願いしたい。

II. 審議過程と執行過程

まずはじめに、上記の1点目および2点目の審議過程および執行過程について考える。『中華民国史』では、「中華民国臨時約法」（1912年）から「中華民国憲法」（1947年）へという憲法制定の大きな流れはおさえられており、「中華民国臨時約法」、北京政府期の「天壇憲草」、国民政府期の「太原約法草案」、「訓政時期約法」、そして「中華民国憲法」などについて、一定の評価をしている。具体的には、「太原約法草案」は蔣介石に対抗するため世論の獲得を目的とする狙いがあったとしながらも、その「民主」的特徴を指摘している【第2巻・75～76頁】。また、「訓政時期約法」の成立過程を詳細にまとめたうえで、実質性に欠けていたとしながらも、中国国民党（以下、国民党）の立法史のなかで評価している【第2巻・89頁】。さらには、蔣介石が果たした役割にも注目している⁽³⁾。

1947年の制憲国民大会において蒋介石が「中華民國憲法」草案を中国国民党内の反対勢力をおさえて通過させる様子【第4巻・135～136頁】や「蒋介石の独裁」の根拠とされてきた1948年の「動員戡亂時期臨時條款」が、あくまでも中共との内戦が本格化した非常時期でのものというコンテキストで描かれている⁽⁴⁾【第4巻・138～143頁】。また、国民党の全国代表大会、中央執行委員会の全体会議における議論も紹介されている。たとえば、3全大会（1929年9月）における「訓政綱領」【第2巻・34～37頁】、臨時全国代表大会（1938年3月）における「抗戰建国綱領」【第3巻・228～232頁】、6全大会（1945年5月）における「五五憲草」についての議論【第3巻・559～569頁】、そして6期2中全会（1946年3月）における「政協十二項原則」への批判【第4巻・44～51頁】などである。民法、刑法の制定の動きについても多少の紹介がなされている【第1巻・227頁、第2巻・48頁】。

このように審議過程については憲法ないしそれに準ずる法について簡単に触れられているのみであり、執行過程についてはほとんど記述がない。具体的にどのような議論を経て法案がつくられ、それがいかにして法となり、そして執行されたのか。さらには、当時の政治、外交、経済、そして社会を取り巻く様々な状況が、法をうみだした過程に与えた影響を考えることは重要な問題であろう⁽⁵⁾。また、「安福国会」や「曹錕憲法」⁽⁶⁾、外国人顧問の与えた影響⁽⁷⁾、各憲法・法（および各草案）の権利の比較、憲法や法の解釈などについても研究する必要があるだろう。

Ⅲ. 裁判の実態

ここでは、上記3点目の裁判の実態について考える。『中華民國史』では、北京政府期および国民政府期（抗戰前）の司法制度について、よく紹介している。この点は本書の特徴のひとつといえるだろう。

北京政府期の中央レベルの司法機関は大理院、総檢察庁、平政院である。大理院と総檢察庁はそれぞれ最高裁判機関、最高檢察機関であり、平政院は行政訴訟を専門に扱う機関であった。初級、地方、高等各法院（裁判所の意）および檢察庁があり、北京政府期は「四級三審制」（初級→地方→高等あるいは地方→高等→大理院の三審制）であった【第1巻・227～228頁】。また、県レベルの司法機関についても言及されている。県レベルでは裁判所および檢察庁が設けられていない場合、県が司法の職権を兼任していたのだが、この時期の県レベルでは90パーセント以上がこの状態であったとされる【第1巻・231頁】。

国民政府期についても訓政時期の五院制度の司法院およびその下部機関である最高法院、行政法院、公務員懲罰委員会、司法行政部などの職権等についてよくまとめられ、大変わかりやすい。なお、この時期は地方→高等→最高法院の「三級三審制」がとられていた【第2巻・94～95頁】。しかし裁判の実態に関しては、司法制度に多くの欠陥が存在し、その欠陥として司法系統の不完全さ、多くの県で地方法院が設立されなかったこと、県が司法を兼任して行政権と司法権をふたつでひとつにしていた状況を指摘し、これらの諸原因が必然的に司法の公正さの障害になったと結論づけられている【第2巻・95頁】。

先述の通り、『中華民國史』では民国期の司法制度について整理、紹介されているが、裁判の実態についての描写およびその評価には、やや疑問が残る。たとえば、県の司法兼任問題について。国民政府は県司法機関を廃止し、地方法院を設ける政策を採ったが、抗戰前の1936年の段階で中国における県の司法兼任の割合は、全国で約60パーセントであったという⁽⁸⁾。たしかに県の司法兼任問題は抗戰勝利後まで大きな問題となるが、司法の公正さが欠けた理由として過度にそれを強調するのは、一面的な歴史の見方とする陥穽ではない

だろうか。

中国独自の訴訟方法や訴訟手続きを整理したうえで様々な裁判の判決結果を比較、検討しなければ、裁判の実態を明らかにすることはできない⁽⁹⁾。また、当時の社会の人々が司法が保障してくれる（もしくは侵害することもあるだろう）権利についていかなる認識をもっていたのかをふまえることも大切である⁽¹⁰⁾。たとえば、「自訴」は民国期の司法の特徴のひとつである。自訴とは、国家の刑罰権を検察官に代わって私人である被害者みずからが行使すること、つまり被害者自身が刑事訴訟を起こすことをさす。これは当時のドイツの刑事訴訟のPrivatklageに近いものとされているが、ドイツでは極めて限られた範囲のみにて認められていたのに対し、中国では刑事訴訟法によってほとんど無制限に自訴が許されていたという⁽¹¹⁾。このような民国期中国の司法の特徴を、いわゆる近代的な法体系の観念から、「中国的なるもの」という評価をくだすことは容易い。しかし、そこには当時の中国の国家や社会のコンテキストが存在するのであり、国家がなぜ自訴を法で保障したのか、社会は自訴という訴訟手続きをどのように認識して利用したのか、これらを考えることが歴史学の作業であり、「司法史」の研究だと筆者は考えている。

民国期の裁判の実態を考察する際に忘れてはならないもうひとつの点について、ふれておきたい。それは司法と軍の関係、そして司法と特務機関の関係である。筆者が関心をもっている抗戦勝利後の戦後国民政府期においては、司法と軍もしくは軍法との間でさまざまな拮抗があり、その状況によっては中華民国憲法施行後の「憲政」において、司法の独立が侵されかねないという危惧の声があがっていた⁽¹²⁾。その顕著な例は、「戡乱時期危害国家緊急治罪条例」（1947年12月25日公布、施行）に基づいてつくられた特種刑事法廷である。特種刑事法廷は内戦のさなかにおいて刑法にふれる

者、とくに中共を支持する民衆（いわゆる「匪徒」）を、一審のみで裁く法廷である。しかし、はじめ特種刑事法廷に送られた案件でも、審議の結果、特種刑事法廷では受理せずに地方法院に案件が送られ、妥当な判決がくだされることもあり⁽¹³⁾、必ずしも特種刑事法廷イコール司法の独立の侵害とはならず、国民党の「剿匪」と「行憲」を同時に行うという政治的スタンス⁽¹⁴⁾、裁判をめぐる司法院や司法行政部と国防部との争いも視野に入れながら、戦時期や非常時期の裁判について考えなくてはならないだろう。

また、司法と特務機関の関係についても考察が必要である。たとえば、抗戦勝利後の漢奸裁判において特務機関が干渉したことが明らかになっているが⁽¹⁵⁾、筆者が以前調べたものでは、抗戦期に汪精衛政権下の上海で弁護士として活動していたある者は、特務機関の「秘密工作」者として活動していたから⁽¹⁶⁾、すぐにでも弁護士資格を復活させるべきであると軍統とともに圧力をかけ⁽¹⁷⁾、規定より早く再活動を認められている⁽¹⁸⁾。このような司法に対する暴力の影響の考察は史料的な面で困難をとまうが、不可欠な研究テーマである。

IV. 司法行政

第4点目の司法行政とは一般的に、司法の行政作用である。国民政府期にこの司法行政をつかさどった機関が司法行政部であるが、この司法行政部の隷属先を司法院にすべきか行政院にすべきか、つまり司法行政権を司法に含んだ方か、もしくは行政に含んだ方か、いずれの方が司法の独立を守ることができるのかという論争が起ったのは、『中華民国史』のなかでも述べられている通りである【第2巻・95頁】。このことから、民国期の司法を考察する際、司法行政の内容についてふまえる必要があることがうかがえる。では、具体的にその内容とはいかなるものであったのだろうか。たとえば、抗戦勝利後の1946年度の司法

行政部の業務計画として掲げられたものは、①一審、二審を行う司法機関の回復および設置、②県政府が司法をあわせて管理する制度の廃止、③専門の公証人を増やすこと、④監獄と看守所の回復および設置、⑤監獄、看守所における作業の拡充、⑥監獄、看守所の改良、⑦囚人の生活の改善、⑧司法官の訓練および司法人員の試験、⑨法医学の人材の訓練、⑩検屍官および看守の訓練、⑪司法人員の登記を行うことである⁽¹⁹⁾。ここから見ると、裁判所、監獄の設置やそれらに関する業務、そして司法関係者の育成などであるが、もちろんこれだけではなく、裁判手続きの簡素化、検察や弁護士に関わる制度の整備、司法の経費問題など多岐にわたっている。ただ、司法において解決すべき優先課題として領事裁判権の撤廃を掲げてきた国民政府成立以来の司法行政は、やはり裁判所および監獄の整備、改良に力が入れられていた⁽²⁰⁾。換言すれば、「外に見せる」司法の整備である。しかし、1943年のアメリカ、イギリスとの領事裁判権撤廃後、司法制度の整備など内政的な意味合いの強い司法行政に比重が移っていった⁽²¹⁾と筆者は考えている。領事裁判権の問題は、民国期の司法、特に司法行政と密接に関係した問題なのである。

V. 司法と外交

第5点目として司法と外交という点をあげたが、これは「外交史における司法」ではない。「司法史における外交」である。筆者は「司法史における外交」として、以下3つの点を考えている。第1は前述の領事裁判権の問題、第2は国際社会における司法問題への取り組みに対する中国の参与、第3は司法関係者の国際的なネットワークと中国の司法という問題である。

第1の領事裁判権の問題は、すでに外交史において多くの研究が積み重ねられてきた分野である⁽²²⁾。しかし先行研究の問題関心は、あくまで国権の確保および回復として司法の権利を回収でき

たか否かに問題が収斂していた嫌いがある。もちろん、当時の司法関係者にとって国権としての司法の権利の回収という認識があったのはまちがいないが、筆者は「司法改革」のひとつのターニングポイントとして、領事裁判権の問題を認識していた面があったのではないかと考えている。そのためには前述した通り、1943年の不平等条約の撤廃前後、もしくは1930年代と1940年代における、領事裁判権の問題と国民政府の司法および司法行政の取り組みの内容およびそれに関する言説の変化に注意しなくてはならないだろう。

第2に、国際社会における司法問題への取り組みに対する中国の参与について。具体的には、国際連盟や国際連合における司法機関に中国がどのように参与したのかという問題である。この分野についても、すでに外交史における研究がある⁽²³⁾。しかし、これらの優れた先行研究の問題関心は、国際社会において中国が外交的に活躍の場を広げていくなかで、司法機関への参与がもった中国外交における意味はどのようなものであったのかというものである。筆者はこれらの先行研究に基づいて、さらに国際社会のなかで中国が外交を展開するなかで、その代表者たちが発言し、意見を述べていく司法に関する内容について、そこにはいない国民政府あるいは国民党の要人、司法関係者の議論、そして当時の世論がどのように反映されていたのか考察してみたい。

第3に司法関係者の国際的なネットワークへの参加と、中国の司法という問題であるが、これは各国が抱えていた司法問題について議論した「世界大」の国際的なネットワークに参加した中国に対し、そこでの議論や決定事項がどのような影響をおよぼしたのかという問題である⁽²⁴⁾。

VI. おわりに

「司法史から見た民国史」という切り口は成立し得るのか。『中華民国史』の合評読書会終了後か

ら現在まで、ずっと筆者の頭のなかでよぎっている不安である。しかし、本稿は『中華民国史』の書評でありながら、同書より引用している部分が憲法に関わる記述や司法制度の紹介に関する記述のみであることを考えると、現状の民国史研究さらには中国近現代史研究において、司法ないし「司法史」についての研究が抜け落ちているのは確かなようである。以下において、筆者なりの展望を試みて結びに代えたい。

冒頭で述べた「司法党化」は、国民政府期に長期にわたって司法院院長をつとめた居正の言説が有名である。居正によれば「司法党化」には、「主観方面」と「客観方面」がある。「主観方面」は司法幹部人員の一律党化であり、「客観方面」は法律を適用するには党義の運用において必ず注意が必要であるという²⁹。しかし、この「司法党化」の主張は1930年代のものであり、1940年代になると国民党の党内でもこれらの主張は後退を余儀なくされたと考えられる。しかし、その後退した歴史を民国史における「現代化」という言葉のみで評価するのは、やはり問題であろう。合評読書会における討論の際の川島真氏の言を借りれば、「現代化」とは民国史の「でこぼこ」を隠してしまう方便なのではないだろうか。なぜ中共とともにソ連共産党の双子といわれた国民党に「司法党化」の主張がうまれ、1940年代になっても、後退したとはいえ、依然として一部の国民党黨員の支持を得た主張であったのかを考えなくてはならない。だから、「現代化」というカーテンで覆い隠してしまったら、現代中国における司法腐敗の原因である中共による「司法党化」への考察も偏ったものになるだろう。筆者もこの大きな問題を自戒の念としたい。

最後に、「司法史」と「警察史」の関係について言及しておきたい。どんなに優れた司法制度が存在していても、警察が犯人を捕まえられなくては裁判を行うことができない。しかし一方で、警察権力が強大な力を持てば、民衆の弾圧といった危機

を招く可能性を常にはらむこととなる³⁰。司法と警察は相互に連動関係にある。望蜀の言ではあるが、この大きなテーマも今後の課題としたい。

まさに本稿は筆者の「研究計画書」である。読者諸氏に忌憚なきご批判を請いながら、擱筆する。

[注]

- (1) 毛里和子『新版 現代中国政治』（名古屋大学出版会、2004年）275頁。
- (2) 国民政府期の政策決定過程を研究したものとして、Workshop “1930－1940年代中国之政策過程” 事務局編『1930－1940年代中国之政策過程』（信州大学人文学部・久保亨、2004年）がある。
- (3) 近年の大陸にける蒋介石研究については、黄道炫「1980年代以来中国大陆蒋介石研究述評」（『近代史研究』2007年第1期）を参照。
- (4) 最近の日本における研究においても、「動員戡乱時期臨時条款」は決して共和制の枠組みを逸脱したものではなかったことが明らかにされた。金子肇「国民党による憲法施行体制の統治形態—孫文の統治構想、人民共和国の統治形態との対比から—」（久保亨編『1949年前後の中国』汲古書院、2006年）43～44頁。
- (5) 法の審議過程、執行過程を詳細に追った研究として、以下のものを参照されたい。久保亨「対外経済政策の理念と決定過程」（姫田光義編『戦後中国国民政府史の研究』中央大学出版部、2001年）、山本真「全国的土地改革の試みとその挫折—1948年の『農地改革法草案』をめぐる一考察—」（前掲『戦後中国国民政府史の研究』）、中村元哉『戦後中国の憲政実施と言論の自由1945－49』（東京大学出版会、2004年）「第3章 戦後国民政府の言論政策」。
- (6) 川島真『中国近代外交の形成』（名古屋大学出版会、2004年）138～139頁。
- (7) たとえば、1946年に司法行政部の顧問になったアメリカの法学者Roscoe Pound（中国語表記

- は龐徳)が戦後国民政府に与えた影響は相当程度あったと考えられる。王建「龐徳与中国近代法律改革」(張生主編『中国法律近代化論文集』中国政法大学出版社, 2002年)参照。
- (8) 陳三井・居密編『居正先生全集(上)』(中央研究院近代史研究所, 1998年) 266頁。
- (9) 1930年代の四川の県レベルの裁判の実態について描き出した研究に, 吳燕「南京国民政府初期基層司法实践問題—対四川南充地区訴訟案例分析」(『近代史研究』2006年第3期)がある。
- (10) 中村元哉「海賊版書籍からみた近現代中国の出版政策とメディア界」(『アジア研究』第52巻第4号, 2006年10月)。
- (11) 小野清一郎・団藤重光『中華民國刑事訴訟法下』(中華民國法制研究会, 1940年) 176~177頁。
- (12) 孫克寛「論非軍人的軍法審判」(『法律評論』第15巻第8期, 1947年10月10日)。
- (13) その例として, 1948年の「上海舞潮案」の裁判がある。馬軍『1948年: 上海舞潮案—対一起民国女性集体暴力抗議事件的研究』(上海古籍出版社, 2005年) 第6章参照。
- (14) 「社論 動員与行憲」(『中央日報(南京版)』1947年7月15日)。
- (15) 羅久蓉「軍統特工組織与戦後『漢奸』審判」(一九四九年: 中国的關鍵年代學術討論会編輯委員会編『一九四九年: 中国的關鍵年代學術討論会論文集』国史館, 2000年)。
- (16) 袁仰安→謝冠生(司法行政部部長), 呈第59763号, 1946年7月9日(国史館所蔵司法行政部檔案「偽律師之處資」153/2339)。
- (17) 軍統→司法行政部, 公函(号数不明), 1946年4月(前掲「偽律師之處資」)。なお, 軍統については, Frederic Wakeman, Jr., *Spymaster: Dai Li and the Chinese Secret Service* (University of California Press, 2003) 参照。
- (18) 司法行政部→郭雲觀(上海高等法院院長), 訓令(号数未確認), 1946年8月5日(前掲「偽律師之處資」)。
- (19) 「中華民國35年度司法行政部工作計畫(1945年9月編纂)」(中国第二歷史檔案館所蔵行政院檔案「司法行政部1946年度工作計畫及特種刑事法庭審判条例草案」2/8907)。
- (20) 飛石初次「中国司法現況概説(二)—江蘇省を中心とする—」(『法学志林』第44巻第4号, 1942年4月)。
- (21) 張知本「応改革司法制度」(林泉編『抗戰期間廢除不平等条約史料』正中書局, 1983年)。
- (22) 植田捷雄氏の一連の研究を参照のこと。たとえば, 『支那に於ける租界の研究』(巖松堂書店, 1941年)。
- (23) 唐啓華『北京政府与国際聯盟(1919~1928)』(東大図書公司, 1998年) 322~329頁, 許峰源「南京国民政府与国際法法官競選之研究」(『中興史学』第10期, 2004年5月), 同「中華民國対国際法院法官之爭取(1945-1966)」(『近代中国』第158/159期, 2004年9/12月)。
- (24) 中村元哉「1947年憲政与中国近現代史—国民党的民権思想与国際關係—」(彭明輝・唐啓華主編『東亜視角下的近代中国』国立政治大学歴史学系, 2006年)。
- (25) 居正「司法党化問題」(『東方雜誌』第32巻第10号, 1935年5月16日)。
- (26) 以前, 吉澤誠一郎氏より御指摘をいただきました。記して感謝いたします。

〔付記〕

『中華民國史』合評讀書会において御意見をいただいた参加者の皆様に, この場をお借りして, 御礼申し上げます。